

基準該当サービス南信濃ヘルパーステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人飯田市社会福祉協議会が開設する飯田市社協南信濃ヘルパーステーション（以下「ステーション」という。）が行う基準該当訪問介護事業、飯田市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスの各事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの訪問介護員が、要介護、要支援、事業対象者の状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し適正な訪問介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションの訪問介護員は、要介護者等の心身の状況、置かれている環境等を的確に把握し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(ステーションの名称等)

第3条 事業を行うステーションの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 飯田市社協南信濃ヘルパーステーション
- (2) 所在地 飯田市南信濃和田 1550 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職員の員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、ステーションの職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) サービス提供責任者 1名以上（利用者40人に対して1名以上）

サービス提供責任者は、ステーションに対する訪問介護サービスの利用の申し込みに係わる調整、訪問介護員に対する技術指導、訪問介護援助計画の作成を行う。

ア サービス提供責任者は、ステーションに対する訪問介護サービスの利用申込みに係わる調整を行う。

イ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス関係者と情報共有する。

ウ サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図る。

エ 訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者状況についての情報を伝達する。

オ 訪問介護員の業務の実施状況を把握する。

カ 訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理を実施する。

キ 訪問介護員に対する研修、技術指導等を実施する。

ク その他サービス内容の管理について必要な業務を実施する。

- (3) 訪問介護員 3名以上（兼務可）

訪問介護員は、訪問介護サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から日曜日とする。
- (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。この営業時間以外は、相談による対応とする。

(訪問介護サービスの内容及び利用料金等)

第6条 訪問介護サービスの内容は次のとおりとし、訪問介護サービスを提供した場合の利用料の額は厚生労働省および保険者告示上の額とする。

(1) 身体介護

排泄介助、体位交換、身体清拭、食事介助（口腔ケア）、入浴等介助、移動介助、服薬確認

(2) 生活援助

掃除、洗濯、調理、買い物

- 2 事業の実施地域を越えて訪問介護サービスを行う場合の交通費は、その実費を徴する。
- 3 厚生労働省および保険者告示上の額の支払いを受ける場合には、要介護者等その家族に対して事前に文書で説明をした上で支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるととする。

(事業の実施地域)

第7条 事業の実施地域は、飯田市内（上村、南信濃地区）とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員は、訪問介護サービス実施中に要介護者等の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医、家族に連絡する等の措置を講ずると共に、管理者に報告し指示を仰ぐ。

(事故と損害賠償)

第9条 事業者は、サービスの提供によって事故が発生した場合には、速やかに市町村・利用者の家族等に連絡して必要な措置を講ずる。事故の状況及び事故に際してとった処置については記録する。

- 2 事業者は、サービスを提供するにあたって、利用者又は利用者の家族の生命、身体、財産に損害が生じた場合は、利用者又は利用者の家族に対して損害を賠償する。ただし、事業者が故意過失がなかった場合には、この限りでない。
- 3 前項の場合、利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合には賠償額を減額することができる。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 訪問介護員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 前項第1号に規定する委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができる。
 - 3 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、

市町村へ報告する。

(その他運営についての重要事項)

第11条 ステーションは、訪問介護員の資質の向上を図るための研修を次のとおり設けるものとし、又業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
 - (2) 継続研修 年2回以上
- 2 訪問介護員は、業務上知り得た要介護者等又はその家族の秘密を保持する義務を負う。
 - 3 訪問介護員は、従事者でなくなった後においても、引き続き前項に規定する義務を負う。
 - 4 正当な理由なく訪問介護サービスの提供を拒むことはできない。実施地域等を勘案し、自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、他の事業者を紹介その他必要な指示を講ずる。
 - 5 訪問介護員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うものとする。
 - 6 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人飯田市社会福祉協議会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。